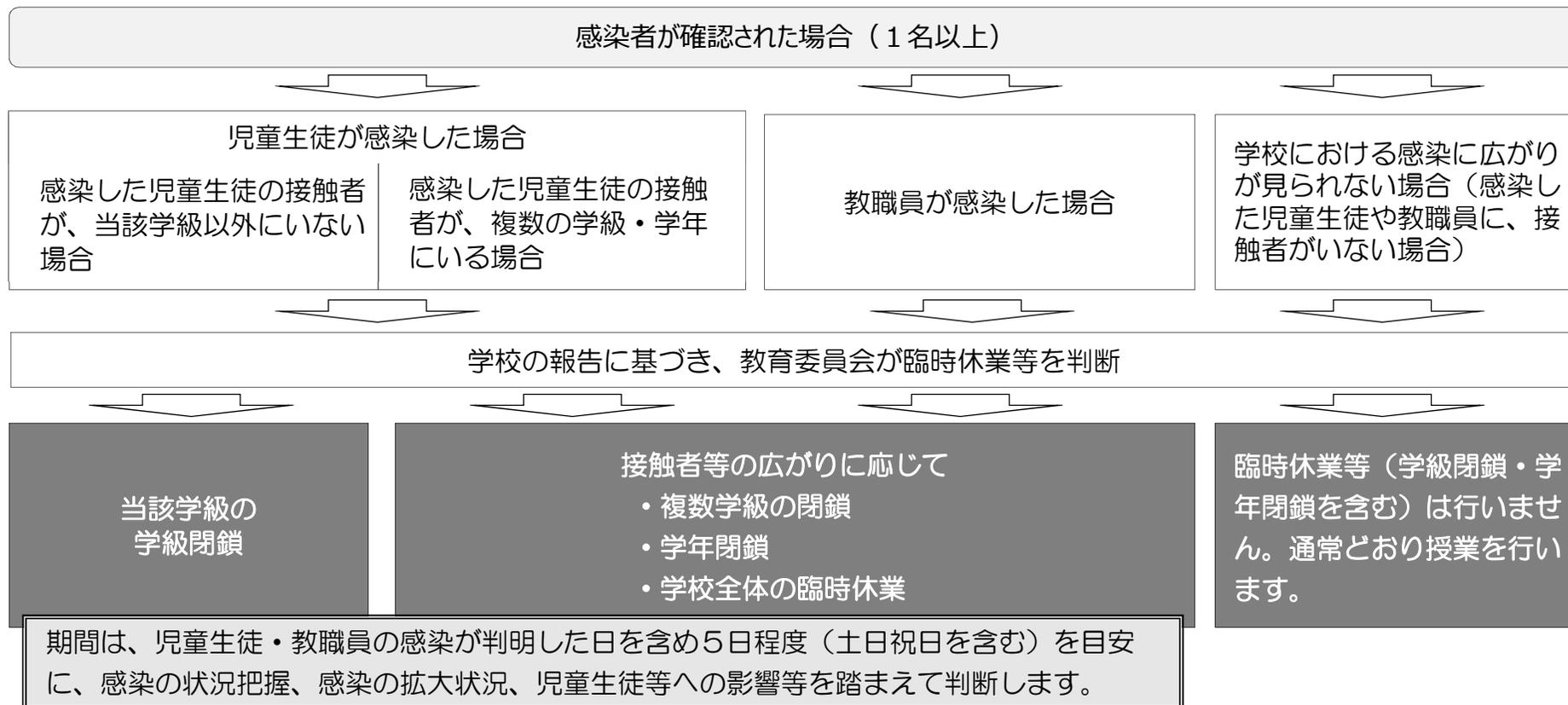


学校で児童生徒や教職員に新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合の臨時休業等の基準について 令和4年2月7日【改訂】  
(感染の拡大を防ぐことを最優先とし、次の基準を定めます。) 尾道市教育委員会

1. 感染者が確認された児童生徒について・・・出席停止とする  
(出席停止となった日数は、通知表等の「出席しなければならない日数」に含まれず、欠席扱いになりません。)
2. 臨時休業等（学級閉鎖・学年閉鎖を含む）の基準について



※「接触者」の考え方

感染者の発症2日前（無症状の場合は、陽性確定に係る検体採取日の2日前）からの間に、次に該当する者

- ・感染者から物理的な距離が近い、または物理的な距離が離れていても接触頻度が高い者等（感染者の同一学級の児童生徒等）
- ・大声を出す活動、呼気が激しくなるような運動を共にした者等（感染者と同一の部活動に所属する児童生徒等）
- ・感染者と食事の場や洗面浴室等の場を共有する生活を送っている者等
- ・その他、感染対策が不十分な環境で感染者と接触した者等

※上記の他、学校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合は、教育委員会が、臨時休業等の対象や期間について拡大を決定する場合があります。